

# 生活困窮者および若者等就労支援の取組みについて

くらし就労サポート室

## 1. 市の就労支援体制の整備について

### (1) 基本的な考え方

- 生活困窮者自立支援法の制定により、ハローワーク等との連携の下で、自治体として生活困窮者等に対する就労支援を実施する必要がある。
- しかしながら、現在も就労支援についてのノウハウ、機能が充実しているとは言いがたく、今後、継続して新たな就労支援体制を創造的に構築する必要がある。

### (2) 就労の意義

- 就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識、技能の習得の機会の創出につながるものであり、ひいては地域社会の活性化にも寄与する。
- このことを踏まえれば、本人の自立を達成するため、就労可能な者については、適切な就労支援を行っていくことが重要である。

### (3) 市による就労支援の意義

#### ① 福祉的な配慮とあわせて実施する就労支援

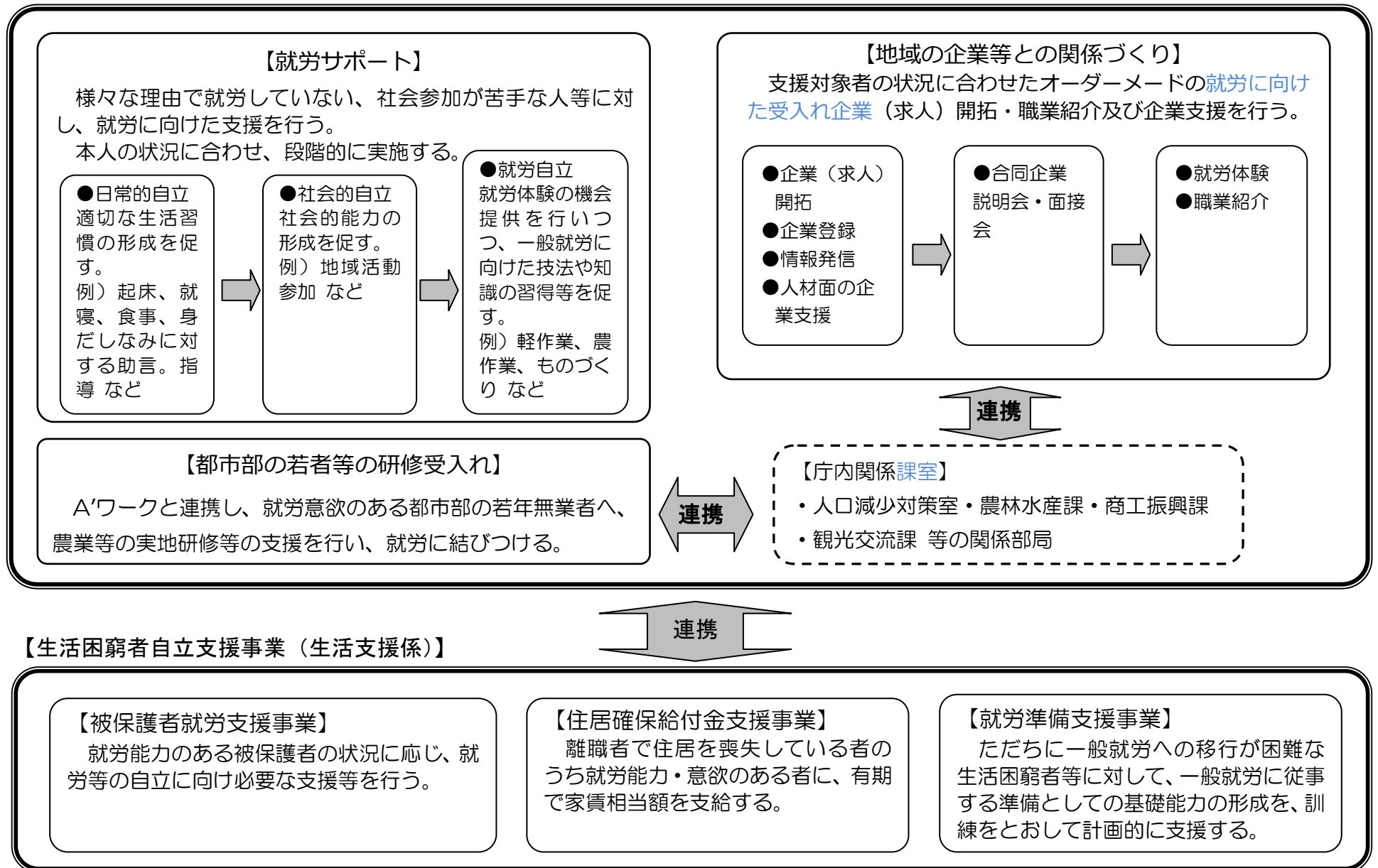
- 生活困窮者等の多くは、就労に関する意欲や能力の問題だけでなく、生活面や社会面に関する複合的な課題を抱えている。
- 支援法の施行に伴い、就労に向けた準備が整っていないなど、より福祉的配慮が必要な方々に対する支援を本格的に実施していくこととなった。今後は、福祉制度において中心的役割を担っている自治体を中心となった取り組みが不可欠とされており、就労の準備段階から一貫した就労支援が必要となる。

#### ② きめ細やかな支援と出口の開拓

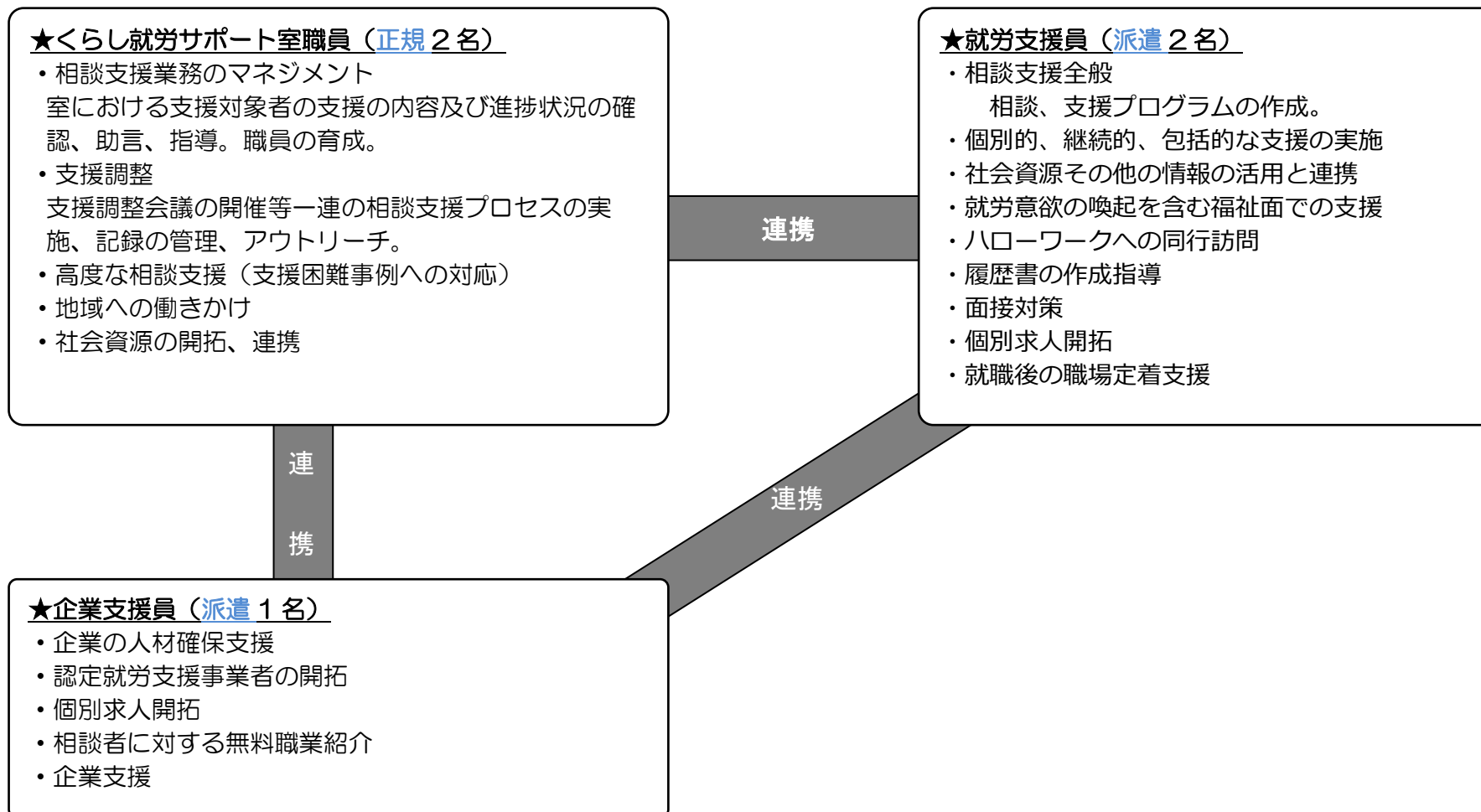
- 地域の状況やニーズを把握し、地域ネットワークを有する自治体が就労支援を行うことにより、きめ細やかな支援を行うことが出来る。
- さらに、支援にあたっては「出口」を意識することが重要であり、就労支援の強化がそのカギとなる。同時に、就労の場の開拓は地域づくりの一助となる。

## 2. 「くらし就労サポート室」の全体概要

### 【くらし就労サポート室および庁内関係部局】



### 3. 「くらし就労サポート室」の体制（チーム支援の中における各支援員の役割）



## 4. 相談者の状態に応じた就労支援の流れ

生活困窮者等への支援のほか、ニートや高校中退等で行き場のない若者の就労支援にも取り組む。  
また、就労意欲のある都市部の若年無業者等を受入れ、実地研修等を行うことで定住に結びつける取組みを行う。

支援対象者の状況		支援主体	支援内容
A	自主的な就職活動により就労が見込まれる者	・ハローワーク等	一般的な職業相談・紹介
B	就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援が必要な者	・くらし就労サポート室 ・市関係部局 ・関係外部団体 等	就労準備支援員等による、就労準備支援・生活困窮者等就労自立支援。 （相談・プログラム作成・能力開発・就労支援・就労後のフォローアップ）
C	就労に向けた準備が不足しているが、時間をかけて支援が必要な者		
D	生活リズムや就労意欲が低い等、就労準備が整っていない者		
E	就労準備支援をしてもなお就労が困難な者		就労訓練の場を提供

## 5. 支援のポイント

### ★ポイント

○各支援員にそれぞれの役割はあるが、支援は一体的に提供されるものであり、支援の段階に応じて、支援員間でバトンタッチされるものではないこと。

○就労支援は、

- ・生活面を含めた本人の状態の変化に対して、必要な支援を検討（プログラムの変更等）
- ・就労の前段階（意欲喚起）と後段階（就労支援、就労後の定着支援）も含めて、本人の就労支援全体を通じて、就労支援員が支援。

※ 各段階の就労支援において把握される本人の状態の変化を、室のメンバーが共有しながら、本人の自立支援を図っていくことが必要。